

## 令和8年度 第1回 揖斐川町教育委員会（議事録）

1 日 時 令和8年4月30日（木） <開会> 午前9時00分 <閉会> 午後10時45分

2 場 所 揖斐川町役場（2階）第4会議室

3 出席者

教育長 香田 静夫

教育委員 松井乃里子（教育長職務代理者）、小林 直樹、折戸 克明、八幡 雅夫

事務局 所 貴 宏（事務局長）、中川 幸治（社会教育課長）

植山まりこ（学校教育課学校教育係長）

4 次 第

（1）開 会

- ・ 揖斐川町教育委員会会議規則（第7条）に基づいて、会議の開会を宣告する。
- ・ 本会議事録の署名については、規則第19条により、松井乃里子 委員を指名する。
- ・ 本日の予定は、諸般の報告に続いて議事2件、事務局からの連絡を行うこととする。
- ・ 本日の議事については、規則第21条に定められた非公開案件1件。

（2）諸般の報告（教育長）

<教職員向け年度当初の訓示>

（1）子供を取り巻く環境の変化と目指す教育の方向性

- ・ 学習指導要領は、変化の激しいこれからの社会をたくましく生きぬくため、「生きる力」（「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」のバランスの取れた力）の育成を求めた。ならば、学校の教育課程は、社会や環境の変化、求められる資質・能力等を見据えて編成・実施されなければならない。

（2）学校教育の使命（＝“これからの社会をつくる子供たちを育てる”）

- ・ 多様性が尊重されるこれからの社会を生きる子供たちには、川を渡り、山を越え、海の向こうにいる、様々な価値観をもった人たちと手を取り合って、互いを認め合い、大切にできる「寛容さ」と、分け隔てなくだれをも気遣うことができる「思いやりの心」を養っていくことが不可欠になる。

（3）“足腰の強い学校”を皆でつくること

- ・ 学校では、先生方、子供たち、保護者のほか、学校運営協議会を始めとする地域の皆さんのそれぞれが、目の前で起こっていることを、他人事（ひとごと）ではないと受け止め、自分にできることは何かを常に考え、進んで行動することが求められる。関係者一人一人が当事者意識をもち、組織として機能するならば、どんなに困難なことがあっても、それを乗り越え、解決することができる、“足腰の強い学校”になる。

（4）子供の命を守り、夢を育むために、“丁寧に、粘り強く”に徹すること

- ・ 私たちは、子供たちが直面している問題のすべてを解決することはできないが、問題を抱えていることを理解し、とことん向き合い、寄り添って支えとなることはできるはず。一緒に前を向いて考え、一緒に悩みながらも解消に向けて歩みを進めれば少なくとも問題の状況を改善することはできるに違いない。人としての生き方を伝え、語り、諭すことに力を尽くしており、目には見えにくい微かな変容や成長に喜びを求め、日々あくせくしながらも指導にあたっている。だからこそ、“丁寧に、粘り強く”に徹することを忘れないでいきたい。

（5）学校の「教育課程」の改革へ。

- ・ 教員免許を有した教育の専門集団が、目標—内容—方法—評価の整合を図り、人的・物的・時間的環境を考慮し、児童生徒の実態に相応しい教育活動を組織して、「生きる力」を育んでいく営みが学校の教育であることから、問われるべきは「教育課程」の真正性となる。そこでは、「社会に開かれた教育課程」の定義にあるとおり、新たな時代を切り開いていく未来の創り手を育成する教育は、学校関係者だけでなく、地域社会の様々な立場の人たちと連携・協働しながら実現していく必要がある。

### ＜入学式・卒業式について考える。＞

- ・ 入学式及び卒業式は「特別活動」の「学校行事（儀式的行事）」として教育課程に位置付けられる。学習指導要領の目標にあるとおり、望ましい人間関係の形成、集団への所属意識、連帯感を深めることを目指すのであれば、入学式も卒業式も全校児童・生徒が参加し、新入生の入学と一緒に祝い、卒業生の卒業と一緒に祝福することは極々自然なことと言える。
- ・ 学校の教育課程については、前年踏襲や紋切り型の固定観念、思い込みではない、合理的で納得感の得られる説明が求められる。あらゆる教育活動において、環境構成や使用教材、指導形態、学習方法、評価結果・過程等についての適切な説明ができるよう、校内の先生方と考えを交わし合い、学校としての統一した見解をつくり、言語化することを大事にしなければならない。

### ＜教育関係情報＞

- (1) 「自殺対策基本法」の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）
- (2) 夏季休暇の付与日数の拡大について（通知）
- (3) 揖斐川町「第3次総合計画」・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実施
- (4) 第5回「揖斐川町学校教育の在り方審議会（通常会議）」の報告 ＜別紙参照＞

### (3) 議 事

#### 【議第1号】 教育長職務代理者の指名について

##### ＜教育長＞

- ・ 議第1号「教育長職務代理者の指名」について、事務局から説明を求める。

##### ＜事務局長＞

- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条により、教育長が新たに松井乃里子委員を指名するもの。

##### ＜教育長＞

- ・ 議第1号「教育長職務代理者の指名」についての可否を諮る。  
（全員 承認）
- ・ 議第1号について承認する。

#### 【議第2号】 令和8年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約（案）について

##### ＜教育長＞

- ・ 議第2号「令和8年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約（案）」について、事務局から説明を求める。

##### ＜事務局長＞

- ・ 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条他による。

##### ＜教育長＞

- ・ 議第2号「令和8年度岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約（案）」についての可否を諮る。  
（全員 承認）
- ・ 議第2号について承認する。

### (4) 連絡事項 等

##### ＜事務局長＞

- ・ 令和8年度 教育委員会主要事業について

##### ＜学校教育課＞

- ・ 事務分掌、年間の見通し（重点とする事業、教育委員出席する行事 等）
- ・ 学校訪問（西濃教育事務所訪問（秋）、教育委員会訪問（春）の予定

- ・ 小学生県外派遣研修事業・北海道芽室町について
- ・ その他

＜社会教育課＞

- ・ 事務分掌、年間の見通し（重点とする事業、教育委員出席する行事 等）
- ・ 立志式について
- ・ その他

5 教育委員会定例会の開催予定

日 時： 5月26日（火） 9時00分～

場 所： 揖斐川町役場（3階）研修室

6 研 修

- ・ 「いび祭り」について（八幡 雅夫 委員）

7 閉 会

＜議長（教育長）＞

- ・ 閉会を宣言する。  
全員異議なし

以上、閉会

署名 \_\_\_\_\_